

I 立候補の手續について

1. 立候補の届出注意事項

(1) 届出の方法（法86の4、令89）

届出の方法には、本人届出と推薦届出があります。いずれの場合も文書で届ける必要があります。なお、郵便による届出はできませんが、必ずしも届出者本人が手続をする必要はありません。

(2) 本人届出の場合（P14 参照）

「**能美市議会議員選挙候補者届出書（本人届出）**」により届出書を作成してください。

(3) 推薦届出の場合（P15、16 参照）

「**能美市議会議員選挙候補者届出書（推薦届出）**」により届出書を作成してください。

推薦届出者となるためには、能美市の選挙人名簿に登録されていなければなりません。（法86の4②）

(4) 届出書記載上の注意

① 「候補者氏名」欄は、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）でなければなりません。

ただし、**戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用することは、差し支えありません。**

② 「本籍」・「住所」・「生年月日」欄は、被選挙権の有無の判定上必要がありますので、正確に書かなければなりません（年齢は選挙期日現在の満年齢）。

③ 「党派」欄は、候補者の属する政党その他の政治団体の名称を記載するものであり、立候補届に添付しなければならない所属党派証明書に記載してある政党その他の政治団体の名称です。2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を記載してください。また、政党その他の政治団体の名称が20字を超える場合には、字数20字以内の略称を併せて記載しなければなりません。**なお、政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「無所属」と記載してください。**

④ 「職業」欄は、特に公職については、詳細に記載してください。

なお、兼職を禁止されている職にある者については、その職名を記載しなければなりません。また、地方自治法第92条の2の規定による能美市と請負契約にある者については、その旨を記載しなければなりません。

⑤ 「一のウェブサイト等のアドレス」欄は、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用するウェブサイト等（ホームページ等）のアドレスを一つ記載することができます。

なお、当該アドレスは、告示し、報道機関等に提供する予定です。

(5) 添付書類

立候補の届出に添付すべき書類は、次のとおりです。

① **供託証明書**（令89②）（P 17、18 参照）

ア 供託は、候補者1人について30万円の現金又はこれに相当する額面の国債証券でなければなりません（法92）。

イ 供託すべき者は、立候補の届出をしようとする者でなければなりません。従って、本人が自分で立候補の届出をする場合には本人、推薦届出をする場合にはその推薦届出者でなければなりません。これらの者以外の者が供託をしても効力がないので特に注意をしてください。

なお、数人連名で推薦届出をする場合には、その中の一人のみの名義で供託してもよいこととされています。また、供託証明書には候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）が記載されているものでなければなりません。

ウ 供託は、選挙の期日の告示前であってもすることができます。

エ 供託は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局又は出張所に備え付けの供託書を提出して行います。供託書の用紙は、供託所に備え付けてある専用の用紙（OCR用の様式）を使用します。

② **戸籍の謄本又は抄本**（令89②）（候補者自身のもの）

③ **宣誓書**（法86の4④）（P 19 参照）

別紙様式によって作成してください。この宣誓書は候補者となろうとする者が、住所に関する要件を満たす者であると見込まれること、被選挙権を有しない者でないこと及び他の選挙に立候補していないこと等を誓う旨の文書ですが、虚偽の宣誓をした者は処罰されますので注意してください。

④ **所属党派（政治団体）証明書**（法86の4④）（P 20 参照）

この証明書は、政党その他の政治団体に所属する候補者として立候補する場合にのみ必要であって、無所属として立候補する場合は添付する必要はありません。

所属党派（政治団体）証明書の発行者は、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、党首、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者に限られています。従って、これらの者以外の者が証明したものは、権限のない者が行った証明であって、証明の効力がないこととなりますので、誤りのないように注意してください。

⑤ **候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合に限り必要）**（令89②）（P 21 参照）

推薦届出者全員について作成しなければなりません。連名でも差し支えありません。

⑥ **選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合に限り必要）**（令89②）（P 22 参照）

推薦届出者の全員について、市選挙管理委員会が発行する選挙人名簿登録証明書を添付しなければなりません。

⑦ **通称認定申請書（通称認定を希望する場合のみ）**（令89⑤）（P 23 参照）

立候補届出等の告示、新聞広告、選挙公報及び投票所等内の氏名等の掲示について、本名に代えて通称が記載され、又は使用されることを求めようと

する場合は、立候補届出書に通称認定申請書を添えて提出しなければなりません。届出書に添えないで通称認定申請書を提出しても受理されません。

通称認定申請書を提出する際に、併せて選挙長に対し、その通称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料を提示しなければなりません。ここでいう通称とは、本名（戸籍簿に記載された氏名）に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものをいいます。また、**戸籍簿に記載された氏名として用いられている漢字を仮名書きとする場合においても、通称認定申請書を提出して通称の認定を受ける必要があります。**なお、戸籍簿に記載された氏名として用いられている漢字を「常用漢字表」に掲げる通用字体又は「人名用漢字別表」に掲げる字体に対応する漢字に置きかえる場合は、従前の戸籍簿に記載された氏名と同じものとして取り扱いますので、この通称認定申請書を提出する必要はありません。

(6) 届出先

立候補の届出は、選挙長に対してすべきものであって、選挙長の職、氏名、執務場所は次のとおりです。

職 名	氏 名	執 務 場 所
能美市議会議員選挙 選 挙 長	安 井 昭 夫	届出日：令和7年10月12日 能美市来丸町1110番地 能美市役所1階 大会議室

(7) 届出の期間及び時間（法86の4①②⑤、270①）

立候補の届出は、**選挙の期日の告示があった日（10月12日）の午前8時30分から午後5時まで**にしなければなりません。

(8) 受付順序

到着順によりますが、午前8時30分までに到着された方は、同時に到着したものとみなし、くじにより受付順序を決めます。

(9) 記載事項の異動届（令89⑥）

候補者又は推薦届出者は、届出書の記載事項に異動を生じた場合は、直ちにその旨を文書をもって選挙長に届け出る必要があります。

2. 立候補の禁止

- (1) 被選挙権のない者等の立候補禁止（法86の8、251の2、251の3）
立候補のときにおいて、犯罪等により被選挙権を有しない者や立候補が禁止されている者は、候補者となることができません。
- (2) 重複立候補の禁止（法87）
他の選挙に立候補している者は、そのまま立候補することができません。
- (3) 選挙事務関係者の立候補制限（法88）
投票管理者、開票管理者、選挙長は、在職中立候補することができません。
- (4) 公務員の立候補制限（法89、90、令90）
国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員で、公職選挙法第89条及び同施行令第90条で除外されている者以外の者は、在職中、立候補することができません。立候補をすることができない公務員が候補者として届出をし、又は推薦届出をされたときは、その届出の日に公務員を退職したものとみなされます。

3. 立候補の辞退（法86の4⑩、93②）（P24 参照）

候補者が立候補を辞退する場合は、選挙長に「辞退届出書」を提出しなければなりません。候補者を辞退することができるのは、立候補の届出期間内であり、この期間経過後は立候補の辞退はできません。この届出は午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。

なお、辞退しても供託物は返還されません。

4. 物品及び証明書類の使用に関する注意事項

- (1) 一般的な注意事項
 - ① 立候補届出の際、物品や証明書類の交付を受けたときは、立候補者交付物及び証明書類一覧表（P34）と比較対照して、その種類と数量を必ず確実に点検し、不足、二重交付、不備等があった場合は直ちに職員に申し出てください。
 - ② 物品及び証明書類の交付を受けた後は、再交付をしない物品、証明書等がありますので、紛失、盗難又は破損のないように保管には注意してください。
 - ③ 選挙運動用として交付を受けた標旗、腕章等は、他人に譲渡してはなりません。また、立候補を辞退したときは、その全部又は選挙運動に使用しなかった残部を直ちに返還しなければなりません。

(2) 選挙運動用自動車（船舶）の表示板

- ① この表示板は、選挙運動用自動車にあつては冷却器の前面、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に、その使用中常時掲示しておかなければなりません。（法141⑤、実施規程5）
- ② 表示板が盗難、紛失又は破損し、再交付を受けようとする場合は、理由書を添えて文書で申請し、再交付の手続をとる必要があります。（実施規程7）
- ③ 自動車や船舶を選挙運動に使用する場合は、この表示板を掲示することのほか、それぞれ取締関係法令による規制を受けることに注意する必要があります。（例 道路交通法）

(3) 選挙運動用拡声機の表示板

- ① この表示板は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口の下部に常時掲示しておかなければなりません。（法141⑤、実施規程5）
- ② 再交付の手続は、前記(2)の②を参照してください。

(4) 街頭演説用標旗

- ① 街頭演説の回数は、特に制限されていませんが、街頭演説を行うためには、必ず市選管が交付する標旗をその演説中掲げておかなければなりません。（法164の5、実施規程25）
- ② 再交付の手続は、前記(2)の②を参照してください。

(5) 運動員用腕章及び乗車（乗船）用腕章

- ① 運動員用腕章は、市選管から11枚交付され、併せて同時に乗車（乗船）用腕章が4枚交付されます。運動員用腕章及び乗車（乗船）用腕章を着けた者は、ともに街頭演説をすることができます。（法141の2、164の7、実施規程6、26）
- ② 再交付の手続は、前記(2)の②を参照してください。

(6) 候補者用通常葉書使用証明書

- ① この証明書を選挙運動期間中に日本郵便(株)小松郵便局（TEL 0570-943-848）に提示すると、候補者1人につき**2,000枚**の選挙用の表示をしてある通常葉書を無料で交付を受けることができます。（法142、公職選挙郵便規則2、実施規程8）
また、手持ちの通常葉書（又は私製葉書）を用いる場合にも、選挙用の表示を受けるために、この証明書の提示を必要とします。
- ② この証明書の枚数欄は、数欄に分けてありますので、無料の通常葉書の交付又は手持ちの通常葉書の表示は数回に分けて受けることができます。
- ③ ①で述べたとおり、選挙運動のため使用できる通常葉書は、日本郵便(株)小松郵便局から無料で交付されますが、その交付を受けないときは、手持ちの通常葉書（又は私製葉書）も使用できます。ただし、この場合にも候補者が使用することのできる枚数は、2,000枚の範囲に限られますし、また、日本郵便(株)小松郵便局で選挙用の表示を受けなければなりません。（公職選挙郵便規則3）

- ④ 葉書の発送は、選挙長から交付された選挙運動用通常葉書差出票を添えて、必ず日本郵便㈱小松郵便局の窓口にし出しさなければならず、直接ポストに投函することはできません。

なお、**差出票を亡失しても再交付はされません**。この葉書を日本郵便㈱小松郵便局からの郵送によらず使送によって、例えば選挙人に路上で手渡すことや、また児童等を使って配布することは絶対にできません。

- ⑤ 選挙運動用通常葉書の頒布は、選挙運動が選挙期日の前日までとされていますので、遅くとも選挙期日の前日までに宛先に到着するようにしなければなりません。あらかじめ十分な期間をおいて差し出してください。
- ⑥ 無料で交付を受け又は表示を受けた葉書で、印刷を誤り、書き損じ又はき損じたものについては、その枚数に限って手持ちの通常葉書を使用することができます。この場合は、選挙用である旨の表示は、無料で交付を受け、又は表示を受けた日本郵便㈱小松郵便局にその葉書を提出して表示を受けなければなりません。無料葉書の再交付を受けることはできません。なお、書き損じの葉書は、日本郵便㈱小松郵便局において選挙運動期間中保管することとされています。(公職選挙郵便規則6)

(7) 新聞広告掲載証明書

- ① この証明書を、掲載を希望する新聞社に提出すれば、1枚につき1回、新聞広告をすることができます。

候補者1人について選挙長から2枚の証明書が交付されることになっていきますので、選挙運動期間中(立候補の届出をしたときから選挙の期日の前日までの間)2回に限り、一定の規格(③参照)で自己の選挙運動のための広告ができます。なお、広告は有料となります。(法149④、実施規程8)

- ② 掲載の手続は、広告の掲載を希望する新聞社へ、新聞広告掲載証明書とともに広告原稿を提出することとされています。

なお、この新聞によっては、相当日時の余裕を持って申し込まなければ、希望する箇所に広告をすることができない場合がありますので、早めに掲載する新聞の指定(掲載の期日、朝夕刊の別)及び申し込みをしておく必要があります。

- ③ 広告の掲載場所は、記事下、スペースは横9.6cm、縦2段組以内と定められ、色刷りは認められません。広告は候補者でなければできませんが、その記載内容は自由であって、候補者の写真、政見等については制限がありませんが、スペースを考えて広告原稿を作成する必要があります。(則19、実施規程8)

なお、2人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありません(この場合の回数は、各々1回として計算されます。)が、2人以上のスペースを用いて共同して広告することはできません。

- ④ 広告に掲載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名（通称使用について選挙長の認定を受けたときはその通称）に限られます。（令89⑤）

(8) 選挙運動用ポスター

- ① 選挙運動用ポスターは、市選管が設置したポスター掲示場127箇所以外に掲示することはできません。（法143④、法144の2⑧）
- ② ポスターの表面には掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及びその住所の記載が必要です。（法144⑤）
- また、サイズは（長さ42cm、幅30cm）以内でなければなりません。（法144④）
- ③ 供託物が没収されることとならない場合、一定限度の範囲内でポスターを無料で作成することができます。なお、この経費は公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入し、選挙運動費用収支報告書に記載しなければなりません。

(9) ポスター掲示場の使用

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、「能美市議会議員及び能美市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成17年能美市条例第20号）」により設置します。

① 掲示場の設置

- ア 市選管は、選挙の告示の日前おおむね2日前までに設置します。
- イ 掲示場は、市民の見やすい場所を選び127箇所設置します。
- ウ 市選管は掲示場を設置したら、直ちにその設置場所を告示します。（法144の2⑩）

② 掲示場の区画番号の設定

- ア 候補者の数に応じてポスターを掲示すべき区画を表示します。
- イ 区画番号は、右上の上段から下段へと順次一連番号になります。

③ ポスターの掲示

- ア 候補者がポスターを掲示することができる掲示場の区画は、立候補届出の受理順位と同一番号の区画に掲示してください。
- イ ポスターを掲示することができる期間は、立候補届出の日（立候補届出が受理されたとき、10月12日）から選挙期日の前日（10月18日）までです。選挙の当日はそのまま掲示しておくことができます。（法143⑥）
- ウ 候補者の指定された区画以外の箇所に掲示されたポスターがあるときは、市選管が通知しますので、貼り替えてください。

注 選挙運動用ポスターは、上記のポスター掲示場以外には掲示することはできませんのでご注意ください。（法143④）

ポスター掲示場の様式

19	4	1
20	5	2
21	6	3

令和七年十月十九日執行
能美市議会議員選挙ポスター掲示場
能美市選挙管理委員会

注意

○ポスターは、立候補の受理順位と同じ番号の表示をしてある区画の中にはってください。

○このポスター掲示場は、能美市議会議員選挙の候補者以外の方は使用することができません。

○このポスター掲示場をこわしたり、はられているポスターを破ったり汚したりすると罰せられます。

備考

- 1 ポスターを掲示する区画は、縦横おおむね45センチメートルとする。
- 2 ポスターを掲示する区画は、立候補予定者の数により増減する。

(10) **ビラ**

- ① ビラの届出は、「選挙運動用ビラの届出書」に見本1枚を添付して、市選管へ提出してください。証紙は、市選管が発行する「選挙運動用ビラ証紙交付票」により交付を受けてください。(実施規程7の2、7の3)
- ② ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人の場合は、名称及び所在地）の記載が必要です。(法144⑤)
- ③ 市選管に届け出た2種類以内、4,000枚以内のビラを頒布（配布）することができます。(法142①)
- ④ ビラの大きさは、A4板（29.7cm×21cm）サイズを超えないもので、市選管が発行する証紙を貼らなければ頒布（配布）することができません。
- ⑤ 記載内容は、虚偽事項、利害誘導事項等の罰則に触れない限り制限はありません。また、色刷、紙質についても特に制限はありません。
- ⑥ 頒布（配布）方法は、新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内または街頭演説の場所に限られます。郵送による頒布（配布）はできません。

5. 諸届出、申込み、報告等に関する注意事項

(1) 選挙公報掲載文の申請（P 35 選挙公報掲載申請の手続き 参照）

候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、市選管が交付する原稿用紙によって作成した掲載文原稿に、名刺型の写真（選挙期日前6箇月以内に撮影した無帽、上半身、正面向き及び無背景のもの1枚を添え、申請書を市選管へ提出してください。

掲載申請書は選挙期日の告示の日（10月12日午前8時30分から午後5時まで）に提出してください。締め切り後の申請は受理できません。

(2) 選挙事務所設置（異動）の届出

① 選挙事務所の数

設置できる選挙事務所の数は、1箇所です。（法131①）

② 届出の義務

選挙事務所を設置し、又は異動したときは、直ちに所定事項を文書で市選管に届け出なければなりません。（法130②、令108、実施規程3①）

③ 届出の様式（P 25～28 参照）

ア 設置者が候補者であるときは、「選挙事務所設置（異動）届」により届出をしてください。（実施規程3①）

イ 設置者が推薦届出者であるときは、前記届出書に、候補者の承諾を得た旨の「承諾書」及び推薦届出者が2人以上あるときには「推薦届出代表者証明書」を添えて届出をしてください。（実施規程3②）

(3) 出納責任者の選任（異動）の届出

① 届出の義務

出納責任者を選任したとき又は出納責任者に異動があったときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含む）は、直ちに所定事項を文書で市選管に届け出なければなりません。（法180③④、法182、法183③④）

② 届出の様式（P 29、30 参照）

ア 選任者が候補者であるときは、「出納責任者選任（異動）届」により届出をしてください。（実施規程28）

イ 選任者が推薦届出者であるときは、前記届出書に候補者の承諾を得た旨の「承諾書」及び推薦届出者が2人以上あるときには「推薦届出代表者証明書」を添えて届出をしてください。（実施規程28③）

ウ 出納責任者に事故又は欠員が生じ、選任者が出納責任者の職務代行を開始した旨又はこれをやめた旨の届出は、「出納責任者職務代行開始（終了）届」により行ってください。（実施規程28②）

(4) 報酬を支給する者の届出

選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（いわゆる「うぐいす嬢」等の車上等運動員）、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に対して、次の規制に従って報酬

を支給することができます。(法197の2、令129)

① 支給できる期間

立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を文書で市選管へ届け出た日から選挙の期日の前日(10月18日)までの間

② 員数

候補者1人について1日9人以内。ただし、①の期間を通じて、45人まで異なる者を届け出て報酬を支給することができます。(令129③⑦)

③ 金額

支給できる金額は、選挙運動のために使用する事務員にあつては1人1日につき15,000円、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者(車上等運動員)、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者にあつては1人1日につき20,000円を超えることはできません。従つて、これらの額を超えて超過勤務手当など支給できません。(令129④)

④ 届出(P31 参照)

報酬を支給する者の届出は、その者を使用する前に、「届出書」により市選管に対してしなければならず、届出のない者に対して報酬を支給することはできません。なお、この文書を郵便で差し出す場合は、引受時刻証明の取扱いを受けていれば、そのときに届出をしたこととなります。(法197の2⑤、令129⑧⑨⑩)

(5) 選挙立会人の届出(P32 参照)

選挙立会人は、原則として、候補者が届け出た者の中から選ぶこととされています(立会人の携帯電話・スマートフォン・無線等の持ち込みを禁止します)。

① 立会人となるべき者は、選挙区(能美市)内の選挙人名簿に登録された者でなければなりません。

なお、同じ日に他の選挙が行われる場合には、同一人を両方の選挙の選挙立会人として届け出ることはできませんので注意してください。

② 届出は、推薦届出の場合であっても候補者がしなければなりません。

③ 届出先は、選挙長となります。

④ 届出時期は、選挙の期日前3日(10月16日(木))の午後5時までです。

⑤ 届出は、必ず立会人となるべき者本人の承諾書を添えて文書でしなければなりません。(令69)

その様式は、別紙(P33 参照)のとおりです。

(6) 公営施設使用の個人演説会開催の手続

① 開催申出

ア 学校、公民館(社会教育法第21条に規定する公民館をいう。)、地方公共団体の管理する公会堂及び市選管が指定した施設(以下「公営施設」という。)を使用して個人演説会を開催しようとする場合には、立候補届出後、開催予定日前2日まで(前々日の午後5時まで)に、「個人演説会開催申出書」に所定事項を記入して、市選管に申し出てください。(法161、163、令112①)

イ 公営施設使用の場合は、同一施設につき同時に2回以上の開催の申出をしたり、先に申し込んだ使用の日を経過しない間に新たな申出をすることはできません。(令112②)

② 使用の制限

ア 公営施設で、学校にあっては授業、研究又は諸行事、その他の施設にあっては業務又は諸行事に支障がある場合においては、使用することはできません。(令116)

イ 公営施設使用の場合、同一施設で同一日時の使用申出が他の候補者と競合したときは、その申出の到達の順序又はその他定められた規定により開催が制限されることがあります。(令113)

③ 公営施設使用の場合の費用の納付

公営施設使用の場合は、候補者1人につき、同一施設(一定の設備を含む。)ごとに1回に限り無料ですが、2回目以後の使用については、施設の管理者から施設を使用してよい旨の通知があったら、施設使用のために必要な費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません。(法164、令120)

④ その他の注意

公営施設を使用する時間は、1回につき準備を含め5時間を超えることはできません。(令112③)

(7) 選挙運動用自動車並びにポスター及びビラの公営手続(公費負担の手引参照)

① 契約届出書の提出

候補者は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成について、供託物が没収されることとなる場合を除き、一定限度額の範囲内で無料で使用又は作成することができます。ただし、この適用を受けるにあたって候補者は、運送事業者等又は作成業者と使用又は作成に関し有償契約を締結し、当該契約書の写しを添えて選挙運動用自動車使用契約届出書、選挙運動用ポスター作成契約届出書、ビラ作成契約届出書を提出しなければなりません。

② 証明書の提出

契約の届出をした候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ポスター作成証明書及びビラ作成証明書を運送事業者等又は作成業者に提出しなければなりません。

なお、選挙運動用自動車の燃料使用にあっては、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しも併せて燃料供給業者へ提出してください。

③ 確認申請と確認書の提出

候補者は、自動車燃料代、ポスター作成枚数及びビラ作成枚数については、確認申請書を市選管に提出し、確認を受け、交付された確認書を燃料供給業者又は作成業者に提出しなければなりません。

④ 請求書の提出

運送事業者等及び作成業者は、選挙の期日後速やかに、請求書に証明書及び確認書（自動車燃料代、ポスター作成枚数及びビラ作成枚数）並びに自動車燃料代にあっては給油伝票の写しを添えて市長宛てに提出してください。

(8) 選挙運動に関する収支報告書

収支報告書の提出について（P44～67）を参照してください。

(9) 表示板等交付物の返還

立候補届出の際に交付されたもの（表示板、腕章、標旗、未使用の証明書等）は、選挙期日後又は立候補を辞退したときは、直ちに市選管に返還しなければなりません。（実施規程40）なお、盗難又は紛失したものについては、その旨を文書をもって届け出てください。

(10) 選挙に関する届出等の時間

市選管、投票管理者、選挙長に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。（法270①）

6. 立候補届出書等の事前審査について

(1) 目的

立候補届出書等の記載内容の正確を期し、届出書の受理が円滑及び迅速に行えるようにすることを目的としています。

(2) 性格

事前審査は法的に必要なものでなく、それを受けないからといって立候補届の取扱い上、不利益を被るものではありません。しかし、届出書の受理にあたっては、1字の誤りがあっても受理することができないことから、事前審査によって記載内容が正確であり不備がないか審査することにより不測の事態を防ぎ、受付当日速やかに受理を行えるようにするものです。

(3) 日程

立候補届出書等の事前審査 9月12日（金）～30日（火）
午前10時00分から午後5時00分まで

※審査時間の調整等のために、事前に市選管へ連絡をお願いいたします。

TEL58-2200（市選管）

(4) 審査済届出書の取扱い

審査済届出書は、封筒に入れ封印をしてお返ししますので、立候補届出の際には封印のまま提出してください。（封を切ったものについては、届出当日再審査をします。）